42　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるもの（令和五年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号ニに掲げる変更の認定に限る。）により第十九項、第二十一項、第二十四項、第二十七項、第三十項、第三十二項及び第三十五項の適用を受けているもの又は令和六年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット以上であるもの若しくは当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）により第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項の適用を受けているものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項及び第三十七項から前項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十七項（当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する場合にあっては、第十六項）の規定を適用する。この場合において、第十六項本文中「令和五年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年三月三十一日まで」と、「（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの」と、同項第二号イ中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、第十七項本文中「令和五年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年三月三十一日まで」と、「（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とする。

43　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第二十一項、第二十二項、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるもの（令和五年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号ニに掲げる変更の認定に限る。）により第二十一項、第二十四項、第二十七項、第三十項、第三十二項及び第三十五項の適用を受けているもの又は令和六年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット以上であるもの若しくは当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）により第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項の適用を受けているものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項、第二十項及び第三十七項から前項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第二十二項（当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する場合にあっては、第二十一項）の規定を適用する。この場合において、第二十一項本文中「令和六年三月三十一日まで」とあるのは「令和八年三月三十一日まで」と、「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの」とする。

39　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項までに掲げるもの（令和五年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号ニに掲げる変更の認定に限る。）により第十九項、第二十一項、第二十四項、第二十七項、第三十項及び第三十二項の適用を受けているもの又は令和六年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット以上であるもの若しくは当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）により第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項までの適用を受けているものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項及び第三十四項から前項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十七項（当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する場合にあっては、第十六項）の規定を適用する。この場合において、第十六項本文中「令和五年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年三月三十一日まで」と、「（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの」と、同項第二号イ中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、第十七項本文中「令和五年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年三月三十一日まで」と、「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの」とする。

40　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第二十一項、第二十二項、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項までに掲げるもの（令和五年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号ニに掲げる変更の認定に限る。）により第二十一項、第二十四項、第二十七項、第三十項及び第三十二項の適用を受けているもの又は令和六年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット以上であるもの若しくは当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）により第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項までの適用を受けているものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項、第二十項及び第三十四項から前項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第二十二項（当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する場合にあっては、第二十一項）の規定を適用する。この場合において、第二十一項本文中「令和六年三月三十一日まで」とあるのは「令和八年三月三十一日まで」と、「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上の